

議員提案第69号

新潟市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

新潟市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年12月20日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

本 関 良 雄

金 子 孝

古 泉 幸 一

高 橋 三 義

内 山 則 男

五 十 嵐 完 二

小 山 哲 夫

加 藤 大 弥

細 野 弘 康

吉 田 孝 志

皆 川 英 二

小 山 進

水 澤 仁

新潟市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成26年1月1日から同年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における新潟市議会の議員（以下「議員」という。）の議員報酬の支給額を減額するため、新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年新潟市条例第38号。以下「議員報酬条例」という。）の特例を定めるものとする。

(議員報酬額の特例)

第2条 特例期間においては、議員に対する議員報酬の支給に当たっては、議員報酬条例第2条に規定する議員報酬額から、当該議員報酬額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を減ずる。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。